

# 極上春のスイーツバイキングと

## 忍野八海から見る

## 冬の富士山



○旅行代金(お一人様)  
**19,500円**  
小人500円引

### ○出発日

390三条始発

1月26

2月21

3月19

391長岡始発

1月15

2月11

3月2



〈日帰り〉朝0 昼1 夕0



〈三条始発〉 三条5:10=燕三条5:20=HW=長岡6:00=長岡IC6:20=小千谷IC6:30=  
魚沼IC7:00=六日町IC7:20=

〈長岡始発〉 長岡5:30=長岡IC5:50=小千谷IC6:00=十日町6:50=六日町IC7:20=

山梨FUJIフルーツパーク(昼)\*山菜きのこせいろ御膳といちごを使ったスイーツ5種食べ放題=  
忍野八海[見]\*冬は空気が澄んでいて富士山がはっきりと美しく見えると言われています=

〈三条始発〉 六日町IC19:00=魚沼IC19:20=小千谷IC19:50=長岡IC20:00=長岡20:20=  
HW=燕三条21:00=三条21:10

〈長岡始発〉 六日町IC19:00=十日町19:30=小千谷IC20:20=長岡IC20:30=長岡20:50

## —お問合せ窓口一覧—

長岡観光センター  
0258(39)1541  
日・祝休業

三条観光センター  
0256(38)2215

栃尾営業所  
0258(52)3028

小千谷営業所  
0258(83)2442  
土日・祝休業

本社営業所  
0258(27)1060

十日町観光センター  
025(757)2103

見附バスセンター  
0258(62)1101  
土日・祝休業

柏崎営業所  
0257(23)5250

●ゴールデンツアーお申込みのご案内●(募集型企画旅行用)

- この旅行は、越後交通株式会社が旅行企画するもので、旅行条件は下記によるほか旅行条件書及び親切観光認可の当社旅行業約款、特別補償規定によります。約款は当社窓口に掲示、備え付けてあります。
- 旅行のお申込み方法等
  - ・当社観光センター、各営業所、案内所にて当社所定の申込書にご記入のうえ料金の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金又は取消料若しくは追約料の一郎として取扱います。旅行契約は申込金をいただいた時に成立したものとします。
  - ・電話、ファクシミリその他の通信手段による予約申し込みの場合はそのまま即ち上記して3日以内に上記申込み手続きをお願い致します。その場合は申込金をいただいた時に旅行契約が成立したものとします。
- 旅行代金の支払等
  - ・申込金は、一人につき日帰りコース1,000円、1泊コース(日帰り夜行含)2,000円、2泊コース(車中泊含)4,000円、以下3泊以上のコースは1泊増すごとに2,000円増しとなります。観劇、特別企画及び花火(日帰り・1泊以上)、航空機利用及びクルーズコースは一人につき旅代金の20%になります。
  - ・小人料金・幼児料金等の詳細につきましては窓口までお問い合わせ下さい。
  - ・乗り物・観光施設等利用のコースは学校教育法で定める年齢を基準とした旅行代金となる場合があります。詳細につきましては窓口にお問合せ下さい。
- 取消料(お客様による旅行契約の解除)
  - ・お客様はいつでも右記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、取消しのご連絡は当社はお申込み店の営業時間内のみを受けいたします。
- 運行バス会社  
越後交通株式会社又は南越後光環バス株式会社の運行となります。
- 最低催行人数
  - ・各出発日とも20名。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。但し、その場合は旅行開始日の前日から起算し遅って13日目に当たる日(午前)「日帰り旅行」については3日目に当たる日より前達)にご連絡いたします。
- ☆印コースについて  
・パンフレット中の朝1回(朝食)2回の表記は、その旅行中の食事回数が朝食1回・昼食1回・夕食1回であることを表示したものです。
- 添マーカーについているコースは添乗員が同行致します。その他コースは当社添乗員が必要な場合に限り申致します。
- 25名以上の団体については設定日以外でもご相談に応じます。
- 車種指定コースを除き20名に満たないときは、中型車運行になる場合があります。
- 特に記載しないコースは全て募集乗客44名です。
- 旅行代金に含まれるもの
  - ・旅行日程に明示した公共交通機関の運賃料金・宿泊料金・入場料金・食事代、旅行傷害保険・税金等。※但し上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払戻しません。
- 旅行条件基本準則
  - ・令和7年3月1日現在の運賃・料金を基準としています。
- 当社はいかなる場合もも旅行の再実施はいたしません。
- このパンフレットは、旅行業法第12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

解除期日		観劇(日帰り・宿泊) 及び日帰りコース
旅行開始日の前日から 起算して さかのぼって	20日目～8日目 (日帰りコースは 10日前から)	旅行代金の20%
	7日目～2日目	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日自當(旅行開始前)		旅行代金の50%
旅行開始後までは 何泊でもOK		旅行代金の100%

旅行企画  
実施 越後交通

(一社)全国旅行業協会正会員 (一社)日本旅行業協会協力会員  
観光庁長官第1-1417号  
総合旅行業務取扱管理者 酒井 淳

Page 10

パンフレットのコースに記載されている  
主な記号の意味

= : バス	(朝)：朝食 (昼)：昼食
→ : 飛行機	(夕)：夕食 (弁)：弁当
～: 船舶	(見)：入場観光
…: 徒歩	[見]：下車観光
***: 列車	[窓]：車窓観光
	[休]：休憩・ショッピング
	(泊)：宿泊
	(酒)：飲食・食事・お土産